

焼津市告示第373号

令和6年度焼津市認可外保育施設利用者補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年12月17日

焼津市長 中野 弘道

令和6年度焼津市認可外保育施設利用者補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 市長は、認可外保育施設に通園している乳幼児の保護者の負担軽減を図るため、当該保護者に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項に規定する施設であつて、同項の規定による届出をしたもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に概ね適合するもの（事業を行う者がその事業所の従業員のために設置した施設で、当該従業員のみが利用できるものを除く。）

イ 平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱（平成28年5月2日付け府子本第305号、雇児発0502第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第3又は平成29年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱（平成29年4月27日付府子本第370号雇児発0427第2号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用環境・均等局長、子ども家庭局長通知）第3に基づき、保育事業を実施するもの（以下「企業主導型保育施設」という。）

(2) 通園児 認可外保育施設に通園している乳幼児をいう。ただし、企業主導型保育施設の従業員枠で通園している乳幼児のうち第1子であるもの（当該乳幼児の保護者の第1子で、当該保護者と同一の世帯に属するものをいう。）は除く。

(3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(補助対象通園児)

第3条 補助金の交付の対象となる通園児（以下「補助対象通園児」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 当該通園児の保護者のいずれもが、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であること。

ア 1月当たりの就労時間の常態が64時間以上であること。

イ 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5第2号か

ら第10号までに掲げる事由に該当すること。

- (3) 平日 8 時間以上かつ年間200日以上の前記保育を実施している幼稚園等に通園する児童でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。
(2) 補助対象通園児の保護者であること。
(3) 補助対象通園児につき、認可外保育施設と月を単位とする利用契約を締結していること。
(4) 焼津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年焼津市規則第15号）第2条に定める利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が現に認可外保育施設に支払った保育料基本額とする。

(補助額)

第6条 補助額は、次の各号に掲げる区分に応じて定める額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、補助対象通園児 1 人当たり月額52,500円を上限とする。ただし、補助対象通園児のうち、企業主導型保育施設に従業卒で通園しているものに係る補助額は、月額19,000円を上限とする。

- (1) 補助対象通園児が 3 歳以上児及び住民税非課税世帯の 3 歳未満児 補助対象者が認可外保育施設に支払った月額保育料基本額（保護者の就労先における福利厚生費その他の収入がある場合は、その額を控除した額）から子ども・子育て支援給付に係る施設等利用費上限額を差し引いた額
(2) 補助対象通園児が住民税課税世帯の 3 歳未満児 補助対象者が認可外保育施設に支払った月額保育料基本額（保護者の就労先における福利厚生費その他の収入がある場合は、その額を控除した額）から当該補助対象者に係る補助対象通園児が認可保育所に入所した場合に当該補助対象者が負担すべき利用者負担額を差し引いた額

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、焼津市認可外保育施設利用者補助金交付申請書（第1号様式）に、就労証明書その他の第3条第2号に規定する事由に該当することを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、令和6年4月から令和7年3月までの間における通園に係る補助金について、令和7年3月31日までにしなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、焼津市認可外保育施設利用者補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、令和7年4月4日までに、実績報告書（第3号様式）に通園証明書兼領収確認証明書（第4号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を確定したときは、焼津市認可外保育施設利用者補助金交付確定通知書（第5号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付の確定を受けた補助対象者は、焼津市認可外保育施設利用者補助金交付請求書（第6号様式）により、市長に請求するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。